特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市は固定資産税関係事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不 正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管 理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和7年8月20日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	固定資産税関係事務			
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。			
③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 総合窓ロシステム 統合宛名システム 中間サーバー			

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 第九号) 第二条 表48項	号に基づく利用特	定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部固定資産税課
②所属長の役職名	固定資産税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部固定資産税課 〒325-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話 0287-38-25

g 特定個人情報ファイルの取扱いに関する関会せ

0. 特定個人情報プブリル	アカメリスト・コードカル の口に	- C		
連絡先	総務部固定資産税課 60	〒325-2792	栃木県那須塩原市あたご町2番3号	電話 0287-38-25
9. 規則第9条第2項の適]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	ւ重点項目評価書	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重 3)基礎項目評価書及び全 3)基礎項目評価書及び全	項目評価書
。 杜中田 L 桂和の 3 エ/+	中地 48 世 ナルトロー もとっ	- / - 120-2	エナ吸えり	
2. 特定個人情報の入手(†	育報提供不ットリークン人 	、アムを通じたノ	く手を除く。) 	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	iじた提供を除く。) [O]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保 キャビネット内)で管理するこ		Dプロセスで、記載様式を点在させることなく、一箇所(鍵付き 対策を講じている。

9. 監査				
実施の有無	[]自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 で不正に使用されるリスクな使用等のリスクへの対策であれるリスクへの対策でシステムを通じて目的外システムを通じて不正ない・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策 フへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く の入手が行われるリスクへの対策 :提供が行われるリスクへの対策	.)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む様式につ ている。	ついては、速やかに処理	のうえ鍵付きキャビパットに保管するよう共有	iされ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月26日	評価実施機関における担当部	②所属長 課税課長 稲見 一志	②所属長 課税課長 菊池 敏雄	事後	
平成29年4月26日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月26日	取扱者数いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 課税課長 菊池 敏雄	②所属長 課税課長 相馬 勇	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部 署	②所属長 課税課長 相馬 勇	②所属長の役職名 課税課長	事後	様式の変更
令和1年6月21日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月16日	法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	評価実施機関における担当部 署	総務部課税課 課税課長	総務部固定資産税課 固定資産税課長	事後	
令和6年12月1日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	総務部課税課	総務部固定資産税課 〒325-2792 栃木県 那須塩原市あたご町2番3号 電話 0287- 38-2560	事後	
令和6年12月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部課税課	総務部固定資産税課 〒325-2792 栃木県 那須塩原市あたご町2番3号 電話 0287- 38-2560	事後	
令和6年12月4日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	取扱者数いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	対象人数いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産) の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力	地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産) の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 《制税通知書、課税明細書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定 個人情報の照会を行う。	事後	
令和7年8月20日	3. 個人番号の利用ー法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第24の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条	事後	
令和7年8月20日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携ー②法令 上の根拠	(情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の第24の項 並びに内閣府・総務省令第19条 (情報提供) 情報提供は行わない。	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条 表48項 ■情報提供は実施しない	事後	